

広島県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十四年十一月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎下島循環線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
六・五〇〃 一五・〇〇〃	四・九〇〃 一二・六〇〃			三二七・〇〇	
三二七・〇〇					拡幅
呉市豊町久比字浜ノ崎二四九番一地从先から 呉市豊町久比字浜ノ崎二二八番九地先まで					